

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の
指定等に関する要綱の実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定等の申請の様式)

第2条 要綱第2条に規定する指定（更新）申請書及び許可（更新）申請書に掲げる「その他知事が必要と認める書類」は、別表第1のとおりとする。

(公示)

第3条 要綱第14条の「公示」は、長野県公式ホームページへ掲載することにより行うものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第4条 要綱第15条の規定により保健福祉事務所を経由することとなる場合以外の申請等の書類の提出部数は、1部とする。

附 則

この実施要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成12年6月21日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成13年4月11日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成17年6月29日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成25年9月13日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年1月18日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 30 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。